

「行政区」を 皆さんご存じですか？



行政区は、皆さんにとって最も身近なコミュニティ組織として、生活に密着した活動を行っています。

災害時の対策や、地域コミュニティの存続など、

少子高齢化、人口減少に伴うさまざまな課題を解決するうえで、

地域住民と行政をつなぐ中間組織となる行政区の役割は、とても重要なものです。

しかし、ここ数年、行政区への加入率が低下傾向にあります。

転入者の加入が思うように進まない、高齢者が一人暮らしになって脱会するなど、

さまざまな要因がありますが、加入率が低下してしまうと、地域住民と行政が一体となり、

組織として課題解決に取り組んでいくことが難しくなってしまいます。

そこで市では「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を制定し、

数年かけて行政区への加入を促進するとともに、行政区の在り方を見直していきたいと考えます。

行政区への加入率を高め、行政区を通して地域住民と行政が一体となり、

組織として取り組んでいくことが、地域の課題解決につながっていきます。



行政区への加入率が低下してきています

世帯数の増加も一因ではありますが、大きな要因として、生活環境が充実しライフスタイルが多様化したことで、隣近所との付き合いや助け合いをはじめとする行政区活動への関心が薄まっていることが考えられます。とりわけ集合住宅にはさまざまな環境の世帯が入居しているため、地域との関わりが希薄になりがちです。

行政区加入率の推移

年 度	平成23年度	平成27年度	令和3年度
全 体	80.66%	77.92%	70.62%
笠 間 地 区	91.33%	90.24%	84.71%
友 部 地 区	76.58%	72.43%	65.30%
岩 間 地 区	70.59%	68.93%	59.84%

そもそも

行政区ではなにをしているの？

行政区では、皆さんの暮らしに直結した活動を行っています。皆さんの地域への関心が高まることで、暮らしに快適さや安心が生まれ、地域が皆さんにとってより住みやすい場所になっていきます。

安全安心のために

「防災・防犯・交通安全活動」

- ・防災訓練
- ・防犯パトロール
- ・防犯灯の維持管理
- ・交通安全対策



くらしの情報

「広報活動」

- ・市広報紙などの
お知らせの回覧・配布



きれいなまちづくりのために

「環境美化活動」

- ・ごみの分別・減量化
- ・ごみ集積所の管理
- ・道路・公園の清掃
- ・クリーン作戦



支えあいのために

「福祉活動」

- ・社会福祉協議会、
民生委員・児童委員との協力
- ・子ども会活動との協力
- ・高齢者クラブ活動との協力



健康で楽しく暮らすために

「文化・スポーツ・レクリエーション活動」

- ・文化・スポーツクラブ活動
- ・レクリエーション活動



行政区は地域住民と行政をつなぐ役割も

区長を通して市が行う各種事業の支援や協力をいただいたり、地域の皆さんの要望を聞いたり、市と地域をつなぐ役割も担っています。

地域住民

区長

行政



「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」

7月から施行します

行政区への加入と行政区活動への参加を促進していくことで行政区活動を活性化させるため、この条例を制定しました。基本理念と、市民・行政区・事業者等および市の役割等を定めることで、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会の実現を目指していきます。



おもな条例の内容

基本理念（第3条）

- ・地域で誰もが安心して快適に暮らすために行政区が重要な役割を担う
- ・市民の多様な価値観を尊重し、地域全体の連携により取り組む
- ・市民・行政区・事業者・住宅関連事業者および市の相互理解と協働により取り組む

市民の役割（第4条）

- ・地域の一員であることを認識する
- ・地域で安心して快適に暮らすために行政区が重要な役割を担っていることを理解し、行政区への加入とその活動へ積極的かつ主体的に参加する

行政区の役割（第5条）

- ・地域の中心的な担い手として、市と協働により地域住民が参加しやすい組織づくりを行う
- ・地域住民の自発的な行政区への加入と、主体的な参加および交流を促進し、地域を担う人材を育成する
- ・市の行政サービスに関する情報を共有し、意見交換等により行政区内の課題等の解決に努める

事業者の役割（第6条）

- ・事務所または事業所がある地域の行政区活動に参加・協力するものとする
- ・従業員がその居住する地域の行政区に加入し、その活動に参加することに配慮するように努める

住宅関連事業者の役割（第7条）

- ・行政区への加入と参加の促進に関する市の施策に協力するように努める
- ・建築した住宅に入居する方に、対象となる行政区に関する情報を提供し、地域住民と良好な関係となるように努める

市の役割（第8条）

- ・市民の行政区への加入および参加を促進するため広報・啓発を行う
- ・行政区との協働を図るために、笠間市区長会と連携し、行政区への支援体制の充実を図る
- ・行政区の重要性を理解し、行政区との協働に努める

効果 1

地域の皆さんで行政区の役割を見直す機会が創出されます

効果 2

市民・行政区・事業者・市が一体となることで行政区の活性化に向けた相乗効果が得られます

効果 3

事業者と住宅関連事業者の役割を位置づけることで連携した加入促進につながります



条例制定に関する Q & A

Q なぜ条例を制定するの？

A 行政区への加入率が年々減少傾向にあることから、行政区への加入と参加の促進を図ることで行政区の活動活性化を推進し、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に向けて制定しました。



Q 条例を制定した後は何が変わるの？

A 条例を制定したことで、目に見える形で行政区が変わるものではありませんが、市民・行政区・市などの役割を定めることで、共に行動し、よりよいまちづくりを進めることができると考えています。



Q 条例を制定した後、市は何をしてくれるの？

A 新たに笠間市へ転入した方に行政区へ加入・参加してもらえるよう働きかけます。また、行政区が持つ課題の解決に向けて検討を行っていきます。



各種団体からの募金徴収

区長・班長の負担となっている募金の徴収方法を見直し、負担軽減につなげていきます。

加入に際しての負担金

行政区への加入負担金が高額な地区もあり、未加入の原因のひとつとなっています。加入負担金の見直しを検討することも必要ではないかと市では考えています。

これから検討していく行政区の課題

ごみ集積所

行政区が管理しているごみ集積所について、行政区未加入者も清掃などの維持管理を担いながら、地域全体でごみを出す機会を確保していく必要があります。

防犯灯の負担金

行政区で設置している防犯灯の電気料等は、行政区加入者が負担しているため、未加入者との不公平が生じています。

地域の課題解決・よりよいまちづくりには皆さんの協力が必要不可欠です。
加入を希望される方は、市役所総務課へご連絡ください。

問 総務課（内線206）

